

議案第 82 号

沼田市税条例の一部を改正する条例について

沼田市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市税条例の一部を改正する条例

沼田市税条例（昭和２９年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第５１条第２項、第７１条第２項、第８９条第２項、第９０条第２項及び第４項中「納期限前７日」を「納期限」に改める。

第９１条の２の見出しを「（原動機付自転車等の試乗用標識）」に改め、同条第１項中「原動機付自転車販売業者」を「原動機付自転車又は小型特殊自動車の販売業者」に、「商品原動機付自転車」を「商品原動機付自転車等」に、「当該原動機付自転車」を「当該車両」に、「原動機付自転車試乗標識」を「試乗用標識」に改め、同条第２項中「原動機付自転車試乗標識交付申請書」を「原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識交付申請書」に改め、同条第３項中「原動機付自転車試乗標識」を「試乗用標識」に改める。

第１３９条の３第２項中「納期限前７日」を「納期限」に改める。

附 則

この条例は、令和７年１２月２２日から施行する。ただし、第５１条第２項、第７１条第２項、第８９条第２項、第９０条第２項及び第４項並びに第１３９条の３第２項の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。